

障がい者のための職業訓練 インターンシップコース受講者募集

就職を希望する事業所内において、その仕事に必要な『知識』や『技能』を身につけ、採用を目指したい障がい者の方を**募集**します。

訓練期間中は、山形職業能力開発専門校、公共職業安定所（ハローワーク）、事業所及び障がい者支援機関などがチームを作り、受講者のスキル習得をサポートします。

| | |
|------|---|
| 事業所名 | 株式会社山形清分 住所： 〒990-2492 山形市鉄砲町三丁目1番70号 |
| 訓練会場 | 株式会社山形清分 美畑店 住所： 同上 ※下欄の「地図」を参照ください。 電話： 023-629-8261 |
| 訓練内容 | 食品加工(餃子包み等)、洗い物、掃除 ※訓練会場の様子は、下欄の「写真」をご覧ください。 ※詳しくは、本校（電話023-644-9227）にお問い合わせください。 |
| 訓練時間 | 基本時間 午前9時～12時（3時間） ※相談に応じます。 |

桂林餃子



手作り唐揚げ



訓練会場外観



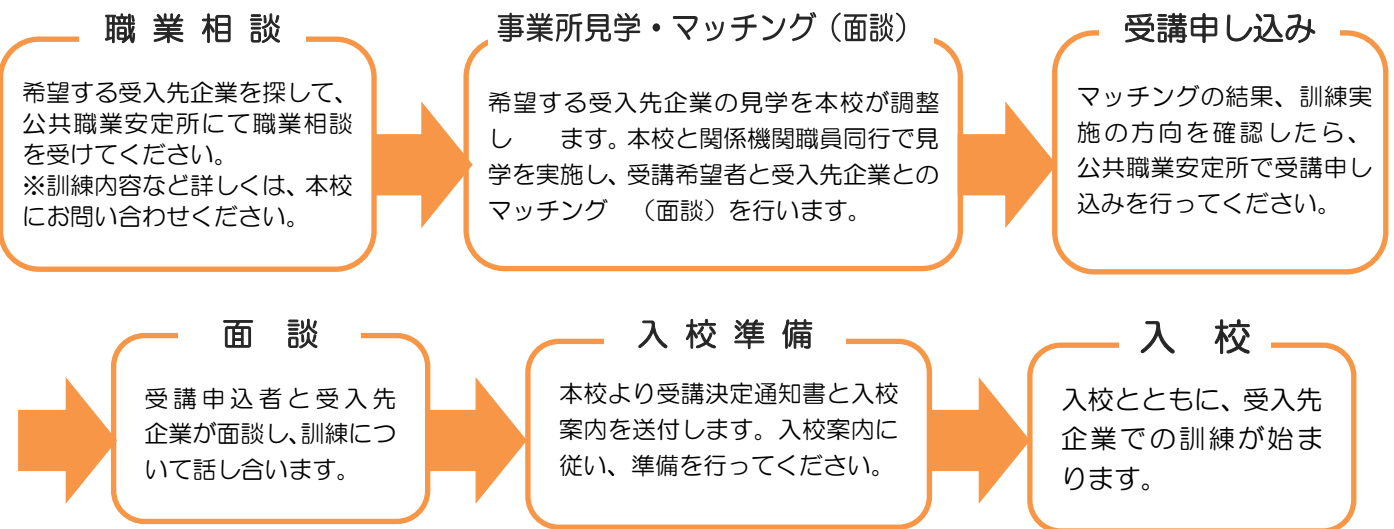
お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1
TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850
ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>



| | |
|--------|---|
| 訓練期間 | 1か月～4か月（1か月あたり60時間以上） ※相談のうえ設定します。 |
| 訓練開始時期 | 受講希望者及び事業所と相談のうえ決定します。 |
| 受講対象者 | 公共職業安定所に求職の申し込みをしている障がいのある方で、希望する事業所での就労に必要な技能、知識を習得して就職を目指し、公共職業安定所長のあっせん（受講指示、受講推薦又は支援指示）を受けた方 |
| 受講料 | 受講料は 無料 です。 ただし、職業訓練生総合保険料（1か月1,900円）、訓練会場までの交通費、昼食代等の費用は自己負担となります。 ※訓練ですので期間中は、受講者への給与の支払いはありません。 |
| 申込方法 | 求職の申し込みをしている公共職業安定所で職業相談のうえ、お申込みください。 |

インターンシップコースの流れ（例）



◆ 留意事項 ◆

- 1 障害によっては、事業所にて訓練できない不可能な場合もあります。公共職業安定所での職業相談、本校への問い合わせ及び事業所見学等により確認ください。
- 2 訓練の実施にあたっては、事業所の登録が必要となりますので、登録していない事業所での訓練を希望する場合は、問い合わせ等しますので、本校までご連絡ください。
- 3 県の予算上限等を上回る場合は、訓練を実施できない場合がありますので、予めご承知ください。
- 4 年度をまたぐ訓練は実施できませんのでご了承ください。
- 5 その他、ご不明な点は本校（電話023-644-9227）までお問い合わせください。

| | | | |
|------------|-----------|------------------|------------------|
| 山形公共職業安定所 | 〒990-0813 | 山形市桧町 2-6-13 | TEL 023-684-1521 |
| 米沢公共職業安定所 | 〒992-0012 | 米沢市金池 3-1-39 | TEL 0238-22-8155 |
| 新庄公共職業安定所 | 〒996-0011 | 新庄市東谷地田町 6-4 | TEL 0233-22-8609 |
| 長井公共職業安定所 | 〒993-0051 | 長井市幸町 15-5 | TEL 0238-84-8609 |
| 村山公共職業安定所 | 〒995-0034 | 村山市榎岡五日町 14-30 | TEL 0237-55-8609 |
| 寒河江公共職業安定所 | 〒991-8505 | 寒河江市大字西根字石川西 340 | TEL 0237-86-4221 |

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。
訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談下さい。